有 料 施 設 の 予 約 方 法 市民活動センター独自の方法です

これまで、ほかの施設では、相当の期間に渡って、一部の団体が予約をしているため、ほかの団体が使用できないといったケースがあります。

市民活動センターは、できうる限り公平に多くの市民活動団体に使用していただくことを目 的に独自のルールを定めています。

2階施設の予約申請は、使用する日の3カ月前から受け付け申込書の提出日から3カ月間に使用できる日は、2日を限度とします。

具体的には

4月1日に申請する場合は、4月1日から7月1日までを申請することができます。

この間に予約することができる日は2日間のみです。

仮に4月1日に5月1日と6月1日の予約をした場合、1回目の使用が終了となる、5月1日にならないと新たな予約はできません。

この場合、5月2日から8月1日までの予約をすることができますが、6月1日の予約をしているので、新たに予約できるのは1日分のみとなります。

このルールを用いることで、長期間に渡って一定の曜日、時間に予約を行っているため、ほかの団体が使用することができないといった状況の緩和を図ります。団体によっては、この手法は不便を感じる場合もあるかと思いますが、多くの市民活動団体が施設をできるだけ公平に使用するための手法ですので、ご理解とご協力をお願いします。

ス』をつくってみませんか。おいからいたのではなく、行政の良いところをあわせた活動と市民の皆さんが行える活動と市民の皆さんが行えるするために、行政のみが行うるが、行政のようを元気に

市民活動の支援や活性化の手法はさまざまありますが、手法はさまざまありますが、最終到達点はなく、日々、新最終到達点はなく、日々、新たな手法を検討する必要があたな手法を検討する必要があください。

活動の支援と活性化を行うこれまでにない施設です。 市民活動センターの管理や 運営などについては、行政の みが行うのではなく、市民活 動団体とともに試行錯誤を繰 り返しながら、市民活動の支 援や活性化を図るより良い施 設として、管理や運営はどの ようにすべきか、市民活動の ようにすべきか、市民活動の ながの方法はこの方法で良い のかなど、常に検討を重ねて いく必要があります。

-民活動センター緒につくっていく市民』と『行政』が

市

市民活動センターに 関する問い合わせは 政策推進グループ **27**85 1 1 2 2

※当日、 場所 ·白時 内容 対象 時 考えている市民 団体や市民、これから 市民活動を行い な活動を行う市 の登録や使用の方法 市民活動 直接会場にお越 2月8日 自発的で公益的 市 民会館 民活動 たい 中 (月) 15